

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 | 検索

初回加算の算定についての注意点！

初回加算における算定誤りが多数見受けられます。今回は居宅介護（介護予防）支援及び訪問介護・訪問看護（介護予防含む）の初回加算算定要件についてお知らせいたします。

1、居宅介護(介護予防)支援初回加算

【算定要件】

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要支援者が要介護認定（要介護者が要支援認定）を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合



【注意事項】

- ・①要支援→②要介護→③要支援 の区分変更があった場合
①要介護→②要支援→③要介護 の区分変更があった場合
②の時に支援事業所の登録がされていない場合、③での初回加算は算定不可
- ・①要支援→②非該当→③要支援 の区分変更があった場合
サービス計画を再作成したとは言えないため③での初回加算は算定不可
- ・運営基準減算（50/100）で支援費を算定している場合、初回加算は算定不可
- ・退院・退所加算と併せて算定することはできない
- ・支援費の請求が2月以上あいていれば、初回加算算定可

2、訪問介護・訪問看護初回加算(介護予防含む)

【算定要件】

- ・指定訪問介護（看護）事業所において、新規に訪問介護（看護）計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問介護（看護）を行った日の属する月に指定訪問介護（看護）を行った場合に1月につき所定単位数を加算する。

【注意事項】

- ・過去2月間（暦月）において訪問介護（看護）の提供を受けていない場合は算定可
例 8/3 訪問介護→9,10月算定なし→11/2 訪問介護 11月初回加算算定可
8/3 訪問介護→9月算定なし→10/30 訪問介護 10月初回加算算定不可
- ・要支援者が要介護認定（要介護者が要支援認定）を受けた場合は算定可
※①要支援（8月）→②要介護（9月）→③要支援（10月）の区分変更があった場合
①要介護（8月）→②要支援（9月）→③要介護（10月）の区分変更があった場合
①から2月経過していないので③での初回加算は算定不可
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合でも算定不可
※支援費とは異なるので注意！！

適正な介護保険請求をお願いいたします。